

○委員長

ただいまから、第6回静岡県社会教育委員会を開催いたします。

前回委員会から今回までの間では、9月の教育委員会の定例会で、中間報告を私の方でさせていただきます。後ほど報告をさせていただきますけれども、皆様の活発な御議論の基に中間報告を作成することができ、教育委員の皆様にも十分発信力を持ってお伝えさせていただきました、誠にありがとうございました。

これまで障害者に焦点を当ててお話しさせていただいてきたのですが、今回からは、障害者以外の社会で孤立しがちな人々にも注目していきながら、生涯学習推進の協議をしてみたいと存じます。よろしく願いいたします。

本日の会の次第について確認をします。

最初に、事務局から第5回社会教育委員会の概要と、今申しあげました中間報告についての説明をしてもらいます。その後、協議に入りまして、前半は障害者の生涯学習推進に向けた方策について、後半は社会で孤立しがちな人の生涯学習について、それぞれ御意見をいただければと思います。

先ほども申しあげましたが、今回から障害者の生涯学習だけではなく、その方たちも含めた意味で、社会で孤立しがちな人々の、孤立しがちというか問題を抱えているような方たちにも協議の対象を広げて、進めさせていただきたいと思います。

今回も委員の皆様から御意見を伺う時間を十分に確保しまして、会を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、第5回社会教育委員会の開催結果と中間報告について、事務局より報告をお願いします。

○事務局

手元の資料1を御覧ください。第5回社会教育委員会では、まず前回委員会の概要を報告させていただきました。3の協議、障害者の生涯学習推進に向けてでは、まず、第37期静岡県社会教育委員会中間報告「これまでの議論の整理」について、ワーキング会議の案を説明させていただきました。それを基に、委員の皆様から、それぞれのお立場で、色々な御意見をいただきました。

その後、最終報告に反映していただく内容になりますが、障害者の生涯学習推進の方策について、

皆様からアイデアを数多くいただきました。第5回の御発言を抜粋したものは、資料2にまとめて記載してあります。この後の協議等で御活用いただければと思います。

続きまして、中間報告について説明させていただきます。

先月の9月15日水曜日に開催されました教育委員会定例会で、委員長より、教育長や教育委員、教育委員会事務局に、第37期静岡県社会教育委員会中間報告を行いました。

その際に配布した報告資料が資料3で、皆様に最終確認いただいたものになります。

委員長の報告後、質疑応答では、教育委員からは、障害に関する今日的な理解の重要性、社会教育主事、社会教育士の活用を含めた連携の重要性等について、共感していただく御発言がありました。

○委員長

9月15日の中間報告の件ですが、もう少し、私からも報告をさせていただきます。

6ページから8ページの資料で説明をさせていただいたのですが、今後、障害者への生涯学習推進に向けては、やはり障害の捉え方そのものを、まず皆様に御理解いただくことが非常に重要かと思われましたので、6ページ、7ページの2の(1)「ア」を重点に報告させていただきました。その説明を持って、大分、教育委員の皆様にも御理解をいただけたかと思えます。

お二方から、質問や御意見を、具体的に発言をいただいたんですけども、やはり障害者と呼ばれる人が増えてますかとか、そういう質問もあったんですが、そういう中で、共生していくことの重要性について、その委員の方もおっしゃってくださいました。

また、教育委員の中には、以前、静岡県社会教育委員を務めていらっしゃった社会教育にも御理解のある委員がいらしてくださって、その御意見の中で、誰一人取り残さない社会を、知事部局でも言っていますが、それは貧困の方とかを念頭に置いた言い方が強い感じがしたけれど、やはり障害者も含めた、誰一人取り残さない社会について、もっと教育委員としても発言していきたいという力強い言葉がありました。

また、社会教育主事や社会教育士の活用で、実際社会教育主事の講習を受けながらも、発令されないとその資格が活かさないのですけれど、市町の職員の方が社会教育主事の講習を受けた後に、他の部署に行かれてしまわれる方もいらっしゃる。関連部署に行かない方もいらして。しかしながら、そういう方が関連部署に行ったとしても、ぜひ、社会教育主事講習や社会教育士として勉強した内容を活かした形で仕事に従事していただいて、地域で社会教育に理解が進むようになっていくといいですねという御発言もいただくことができました。

総じて、障害者の生涯学習推進に向けてという提言に御理解をいただけて、今後、教育振興基本計画の見直しの際に、教育委員の皆様からも、少し好条件というか、この報告書の考え方を取り入れていただけるような方向が少し見えてきたかなという感じがいたしました。

短い期間で協議の内容をまとめて報告したわけですがけれども、皆さんの熱心な御議論の基に、この中間報告を作成することができ、報告できましたことを、ここで改めて御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

次の次第に移らせていただきます。

ここから、協議に入っていきたいと思います。本日の協議の前半では、障害者の生涯学習推進に向けた方策について、さらに皆様に御意見を頂戴できればと思います。

それに当たって、まず最初に障害者の生涯学習推進の事例について、事務局からの報告を聞いていただいて、それに対する御意見を基に意見交換を進めてまいりたいと思います。

それでは、事務局から説明をよろしくをお願いします。

○事務局

まずは、障害当事者にとって学びとは何かということで、文部科学省のウェブページに、「共に学び、ひろがる世界～障害者×生涯学習～」、「障害の有無にかかわらず、だれもが学び続けることのできる社会へ【障害者の生涯学習】」というのがあります。そちらに学びの場を紹介する動画があります。その動画を10分程度流しますので、そちらを御覧ください。

(動画・放映)

動画の最後に、障害のある人の言葉がありました。2つの団体の2人の方の言葉には、「学びを通じて様々な人とつながり、世界が広がった」という共通したことをおっしゃったのではないかなと思います。

障害の有無にかかわらず、社会教育の場で大事にされている学びの視点に、学びを通じて様々な人とつながり社会を広げるというのがありますので、この動画を見ていただきました。

資料の14ページからを御覧ください。事例を紹介させていただきます。

こちらは、文部科学省による学校卒業後の障害者の学習活動関連の調査から、先進事例を紹介させていただきます。以前、委員会で、「障害者の生涯学習の方策について」という国の報告を、この委員会でもお伝えさせていただきました。その関連の調査から抜粋したものになります。

そこでは、色々な事例が調査されているのですが、その中から、本委員会で重要な考え方であると共有しました、障害に対する社会の理解促進を図る事例を紹介させていただきます。

こちらの事例は、広島市古田公民館の「社会教育施設主導による障害に対する社会の理解促進学習支援事例」で、「地域に暮らす誰もが元気に出向いてくれる居場所の構築」、「社会の場から「障害」について考える楽習会」という事業について紹介させていただきます。

資料の青い囲みの部分を主に説明させていただきます。

①実施主体ですが、こちらは手品や紙芝居などで、子育て支援や慰問活動など、ボランティア活動されている地域のサークル、あはは倶楽部という地域のサークルと、視覚障害者支援団体の豊雄（フォー・ユー）が主催者となって、古田公民館や、そのほか社会福祉協議会またはNPO等が協力する、そういうふうに連携をして実施されている事業になります。

②目的です。障害は人ではなく社会の側にあるということで、我々委員会で確認し、皆さんで共有した内容に通じるのではないかなと思います。

目的の下の2行目、障害のある人たちが暮らしの中で出合う様々な社会のバリアを実際に見聞きし、体験し、学ぶことで、障害は社会の側からなくせることに気づいてもらうきっかけとするのを目的として事業をされているということです。

取組内容や参加された障害種または分野等、詳しくは17ページまでに書いてあります。この場では省略させていただきますが、お時間あるときにお読みいただければと思います。

⑥のその他事項で、上から3つ目と4つ目です。3つ目、実施・運営面への障害者当事者参加の有無と、4つ目、障害のある者とない者の交流の有無では、共に「有り」にチェックされています。

本委員会で出された御意見に、当事者が教える側になることも可能ではないかという御意見や、共に学び合う場があるといいとか、何よりも障害を知ってもらうことが大切であるという御意見が数多く出されたかと思います。まさに、皆様らからいただいた御意見をこの事業は反映というか、そういうものを意識して作られたものになってるのではないかなと思います。

この事業のまとめで17ページを御覧ください。

この事業における阻害要因と促進要因は何かという質問に対して、答えられている内容です。②障害の有無にかかわらず、参加可能な生涯学習支援を促進できている主な要因はという質問に対して、この主催の方は2つ答えられていて、1つ目が障害者が使いやすい施設・設備の整備。2つ目、障害の有無にかかわらず、分け隔てなく学習することへの全ての学習者、利用者の理解促進。これが生涯学習支援を促進できた主な要因だと上げられています。

こちらに関しても、委員の皆様から、使いやすい施設が必要という御意見もございました。また、お互いの理解、学習者もそうですし、公民館を利用されてる利用者も含めて理解があって、こういう取組が可能になり、促進できたと答えられています。

③阻害要因では、ホームページや緊急時等の情報保障がなければ、全ての人が学ぶ場を作ることは難しいのではないかという要因が挙げられています。

下の括弧に出典を書いています。ネット検索していただくと、その他の事例も見ることができますので、お時間あるときに確認いただければと思います。

最後に、静岡県の障害者の生涯学習を支援する団体について紹介させていただきます。18ページを御覧ください。

障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動に対して、その功労・功績をたたえられ、文部科学大臣表彰を受賞した県内の団体の紹介になります。この表彰自体は、平成29年度から実施されているものになります。県内の受賞団体は幾つかありますが、今回は、昨年度に受賞しました「焼津市くろしお青年学級」について紹介させていただきます。

活動の説明、①活動の内容。焼津市くろしお青年学級は、知的障害の特別支援学校卒業生が主に学級生として参加し、年間15回程度の活動をされているそうです。

活動内容は、18ページの下に写真が2枚ありますけれども、家庭生活につながる調理実習やスポーツ活動など、仲間との絆を作る活動や社会参加につながる活動を、主に行っておられるようです。

②活動の経緯と体制で、青年学級の代表の方は特別支援学校の元教員の方で、元教員の方々の仲間と、長年にわたりこのような活動を続けておられるということです。15名ほど指導員がおりまして、それぞれが無理のない範囲で交代して活動に参加して、運営を工夫することをされているそうです。

また、連携ということで、焼津市の公用バスを提供してもらったり、特別支援学校を活動場所に提供してもらったり、連携・協力を色々なところとしているということでした。

また、ここには書いてないですけど、代表の方とお話をしたときに伺った内容ですが、連携する特別支援学校の初任者研修の一環として、「くろしお青年学級」の活動を見学してもらおう。そういう機会を提供して、こういう活動がありますと、若い世代の教員にも周知する活動をされているということでした。

やはり、人材の発掘等の話が委員会では出てきましたけれども、まずは活動を知るという取組が人材発掘につながっていくのではないかなと感じましたので、今回、紹介させていただきました。

そのほかにも、県内外の受賞団体について事例集があります。18ページの一番下、出典にあります。平成29年度からこの事業がありますので、障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰事例集と検索していただければ、静岡県でも数多くの団体が受賞されていますので、また、そういうのも事例として参考になるのではないかなと思います。

○委員長

前回までも、少し具体的な御提案等もいただいていたのですが、今回は、実際の先進事例を見ていただく中で、皆さんの御感想中心でいいので、こういうものについて、賛否はないと思いますけど、そこから刺激を受けたアイデアなどを、皆様から御意見いただければと思います。

どなたからでも構いませんので、いかがでしょうか。

口火を切る形で、最初の動画で、「Being、Doing、Having」という話がありました。生涯学習も、ハッチンスの「学習社会論」という有名な著書がありますけど、その中で、「Learning to haveからLearning to beへ」という提言が、20世紀にそういうことが言われたことがありました。

人の学びは、どうしても見える形のもので出てこないで学習した気にならないとか、成果をどうしても結果として資格を得たとか、仕事にかかわる者であれば、昇進できたとか、報酬が得られたところに重きを置きがちが多いです。ですが、学びはそこに限らず「Learning to be」、人間として存在することを維持し続けるためにあるという、そこが基本になるのだろうなど、改めて「Being、Doing、Having」という話を、先ほど動画に出られてた方がおっしゃったのを聞いて、思い出しました。

障害者を含め、障害のある方だけでなく、自分がどう生きていくかという基本的なところをよく考えるのは、やはり大事なことだと思うのです。そういう学びは時間もかかりますし、成果として見えてくるには何十年もかかる。ですから、学びが推進されていく中で置き去りにされがちだと思いますけど、ただ、そこが基本的な生き方、考え方に通じていくものだと思いますので、そういう生涯学習が推進されることは本当にいいことだなと。

障害者に限らず、実は全ての人にとって、そういう学びの時間が提供されることは、すごく重要ではないかなと思います。

私は、それは大人になってからというよりは、本当は若いときに少しそういう余裕のあるとき、多分、余裕がないと考えないので、この先の進学とか就職をどうするのかみたいになってしまうと、どうしてもそこは置いておいてという場合が多いと思いますけど、本当は1人でゆっくり考えられるような時間が子供たちにあつたらいいなと、すごく思うのです。今、色々なものがすごいスピードで進んでますから、なかなか、そういうことは難しいのかなと思いますけど。

障害者の生涯学習推進を通じて、より多くの方々に、障害者に限らず、「Learning to be」の学びが提供できるといいなと感じた次第です。

口火を切ってみたのですが、皆さん、いかがでしょうか。

○委員

障害者の共生ということで、1つ、私が経験した事例をお話させていただきます。

私、牧之原市に住んでおりまして、ボランティアの代表もやっております。今はコロナ禍ですから、なかなか活動ができませんが、コロナ禍でないときは、毎年一度「ふれあい運動会」ということで、市内にある障害者を招待しまして、場所は各市内の小学校の体育館をお借りし、その学校の児童も一緒に、「ふれあい運動会」をやるから参加してと御案内をさせていただきますまして、多いときには、障害者と小学校の1年生から6年生で、自由に参加できる子供さんとで、110名ちょっとぐらいの方が参加してくれました。

運動会は、障害者も当然参加しますから、簡単にできる種目で、輪投げをやったり、ひもつなぎとか、ボール運びとか、定番のパン食い競争とか、紙飛行機を作って、誰が一番遠くに飛ばせるかなど。そんな形で毎年やらせていただいております。

最初は、小学校の子供たちも、障害者とふれ合いもなく、障害者の方も、こういうところに来るのもあまり機会もなかったかもしれませんので、非常に気分が高ぶって奇声を発して、小学生がちょっと気味の悪いような顔をして見ていたような感じもあったんですけど、障害者と健常者の小学生が混成で、赤、黄、青、緑と組分けされた中で、一緒になってスポーツをやるのです。

そうしますと、だんだん打ち解け合って、障害のある方も、小学生がやるときには応援するし、小学生も、障害のある方が、色々な形でゲームに参加するときには応援してるし、最初はどうかうと思ったのも、ゲームが進んでいくうちにすごく仲が良くなって、交流ができて、非常に楽しく過ごすことができました。

終わった後も、障害者の施設の職員さんからは、「また来年も参加したいから声かけて」とか、実際に参加した小学生の子供さんも、「非常に楽しくてよかったよ」と感想を言ってくれまして、お互いの育った環境は違うかもしれませんが、自然に、スポーツを通して、お互いに理解でき共生できる活動ができて大変よかったかなと思っておりましたので、1つの事例を紹介させていただきました。

○委員長

とても参考になります、ありがとうございます。

○委員

先ほどの動画を見せていただきまして、その動画の中で大事なことは学び方を知ることと言って

おられました。本当にそのとおりだなと思いました。

前もお話したと思いますけど、障害のある人も、ない人も、学ぶことが楽しいと思わないと、自分から学校教育以外のところで学ぼうという意欲につながっていかないと思います。

いかにして、学ぶことが楽しいという仕掛けを社会が作ってあげられるかがとても大切で、出てきた女性の方が、毎日のようにそこに行っていると言ってらっしゃいましたけれども、恐らくそれは、そこで学ぶこととか、人とかかわることが、とても楽しいから行けるのだと思います。

私たちがやっています学校教育の中でも、小さいときから、人と関わり合いながら、自分で学ぶことを楽しめる子供を、障害ある、なしにかかわらず、育てていくことがすごく大切なのだらうなと思いました。

その結果、子供たちは学び方を知って行って、自分から、こんなことも進んでやってみたいなと思って、色々な講座に自分から登録してみたり、行ってみたりするのだと思います。無理やりやらせても多分できないことだと思いますので、そういう仕組みを作ってあげたいなと思いました。

○委員長

とても貴重な意見を、ありがとうございます。

その他は、いかがでしょうか。

○委員

今の委員と同じようなところに非常に興味を持ちました。学びを体験する機会という表現がありましたが、ビデオを見ながら、私たちは学ぶことについて話をしようとしています、「教わる」と「学ぶ」ことの違いをもう少し考えてもいいのではと思いながら見ました。

「教わる」という受動的なものに対して、「学ぶ」は能動的な行為だと思います。そこまで行くのに1つ階段を上がらなければならない。年齢もあるし、障害がある人もいるということで、この学びを体験する機会を提供することによって、すごく世界が広がり、人生が豊かになるのかもしれないと考えながらビデオを見ました。

学びを体験することによって、自分を客観的に見れるようになると、その中で、非常に主体的な発言ができるようになっていて、自分の希望だけではなくて、周りのことを見て、主張すべきこと、あるいは、これは協調したほうが良いと考えていけるようになる。そうなれば、個人のためにも、社会のためにもなるのではないかと思います。

○委員長

学びは能動的ですよ。能動的な学びという言い方もあるけど、私は学びだけで能動的だろうと思ったりしますけど。先ほどの委員の御発言にあった能動的な学びを通して自分を客観的に見ることができて、成長のプロセスになるというものは、皆さんで体験して、それぞれの方で実践していただきたいなと思うところです。それは、障害とは関係なく広く広がっていただきたいなと思います。ありがとうございました。

○委員

特別支援学校だけでなく、学校教育の中では、学んで身についたことを、どう他の生活場面で生かすことができるかということが、注目されています。今までは教えてもらってできるようになるところがゴールだったのですが、それだけではなく、学んだことを他の生活の場面で生かして、初めて自分の力になると考え、授業が展開されるようになってきています。

今日道德の時間がありました。高等部2年生です。学校でスマホを使ってはいけないというルールになっているが、親友が使っていました。それを見ました。あなたはどうしますか。という発問でした。

色々な意見がありました。先生に言う。直接、その人に言う。黙って見過ごす。意見を交わしながら、思い思いの考えを述べるのです。周りの友達も、先生も、そうですね、素晴らしい意見ですね。最後に、色々な意見を聞いて、もう一度、あなたはどう思いましたか。と発問が続きました。知的障害がある子供たちが思考することは難しいと思われがちですが、すごく思考していました。終わった後には、誇らしげに授業を終えていました。そういう学校教育が展開されていくと、もっと学びたいな、もっと知りたいなという気持ちが育っていくんだろうなと思いました。

そのためには、先生方や保護者の方とかが、もう少し余裕を持って子供たちの学びを見てあげられる、そんなゆったりとした時間も必要ではないかなと感じました。

今、トップダウン、ボトムアップ、両方の考え方の中で、一定の目標まで行き着かなくてはならないと子供たちを追い立てがちですが、委員の方々がおっしゃったように、自分から学んでいこうという力が身につかないと、本当の力にならないと感じています。

○委員長

とても参考になる事例も紹介していただいて、ありがとうございました。

○副委員長

先ほど出ましたけども、我々だと学習方法とか学びの仕方とよく言うんですけど、健常者を想定した学習方法を前提に考えてるところから見直さないと、なかなか進まないだろうと考えます。ですから、色々なところのハンディとか不具合とか不便のある人たちができるように学習方法を、どんどん開発をしていかねばならないと思います。前回、色々なツールとか学習支援ロボットみたいなもののお話をしたんですけど、そういうものを活用していくことが相当します。

先ほど委員長おっしゃったんですけど、学ぶこと自体は能動的であって、学習する、しないも自由です。ただ、不幸なのは、学習したいけれども、そのための支援となる、支えとなる使いやすいツールとか学び方がないので、手を出せないという問題があるのです。機会がないということもあるのですが、仮に機会があっても、そのための支援のツールがないのが課題なのです。そこは少し、これから民間の先端の力も借りつつやっていくところであろうと、個人的には思いました。

○委員長

急に振りましたが、ありがとうございます。

○委員

今、副委員長の話で、機会がない、支援のツールがないというお話がございました。私は民生委員をやっており、今、皆さんの話を聞いて、そういうところに、障害者の子供も大人も、ある団体に属していて、勉強ができる、学習ができる立場にいる人たちが、何かとてもうらやましく思います。

というのは、今、私たち民生委員はそれぞれの家庭に訪問して、相談ごとがあればそれを聞いています。その中で、もちろん高齢者がすごく多いのですが、障害者も対象になってます。

対象にする障害者の人たちの悩みごとが、本当に生活が苦しい。何とかしてほしいと、民生委員に対して言います。支援をするために、行政や包括支援センターにつなげて、生活保護の受給者になる。または、こういう会に行って、自分の悩みを打ち明けて、少し気持ちが軽くなったということが多いです。

ですから、生涯学習とかに参加できるまでいかない人たちも大勢いるのだということ、皆さんに知ってほしいと思いました。

本当に悩んで悩んで、本当に困って、どうしようもないよという相談ごとが多いので、そういう人たちが、まだ、この世の中に大勢いることの認識もしていただいて、その人たちがもう少し金銭

的にも、気持ち的にも余裕を持って、生涯学習に参加できるような形になってくれれば、本当にうれしいなと思います。

○委員長

必要な方に必要な支援を届ける。それは福祉や教育ではいつも課題になる部分です。生涯学習も、本当にそういうところがたくさんあるかと思っています。

○委員

オンラインの学びの場を拝見しまして、我々も今の時代、必要な情報を、必要な時間に取りに行くことができるような時代になって、好きなときに情報が取れるようになるのは、すごい素晴らしいことかなと思いました。

それを踏まえて、将来的に、オンラインの学びの場に、色々なカテゴリーがあって、そこに常にファシリテーターの先生もおられて、そこに障害のある方が、最初はゲーム感覚からスタートでき、どんな方でも参加することによって、将来的展望が広がるようなことができるツールができると素晴らしいのかなと、私の中では一番感じたところです。

確かに、先ほど委員が言われたように、そこまで行かれていない方もいると聞いて、びっくりしたんですけども、そういう方に対しても、今からチャレンジできる、生涯的な勉強をできるのかなと思うツールではないかなと感じました。

○委員長

情報端末を活用していくのは、すごく重要なことですよ。

○委員

先ほど委員から出た話に同感で、話題は生涯学習ですけど、生涯学習どころではなくて、生活が苦しいとか、悩みを聞いてほしいという声が多いというのは、そうだなと思いました。

ただ、悩みを聞いてもらえるようなグループとか話せるような場があれば、また、毎日の苦しみが少しでも和らぐのかなと思います。動画の中で、学習会をやっていたらしゃいましたけども、ああいう場があれば、また次の事が思いついたりとか、あるいは心持ちの変化があったりということが促せるのかもとすると、この生涯学習も1つの解決の糸口なのかなと思います。

あと、見てて思ったのは、こういうのは継続して取り組むのが大切ということです。来てくれる

皆さんが場を信頼して、にこにこ笑顔で毎日過ごしていけるのは貴重ですけども、継続して取り組むのは意外と難しいのかなと思います。人もそうですし、お金もそうですし、色々なものがそろって、継続できると思いますので、そういった難しさはあるのかなと思いました。

○委員長

先ほどの動画でも、職場の悩みを言っていく、そのものが学びのプロセスになっているところもありましたので、その場にまず参加していただけるように持っていくのが、本当に大事なのだろうなと感じます。

○委員

私は、先ほどの動画を見て、演劇形式で伝えるのをやっておられたところがあって、実際にやってもらうと、その困り感が伝わることを見て、今まさに、私たち啓発隊でやっていることでして、方策でも本当にお願ひしたいなと思っていて、視覚障害の人とアイマスクの体験ですとか、あと車椅子の体験はよくあるんですけども、なかなか知的障害や発達障害の方の体験が少なくて、先ほどの動画が、まさに発達障害、知的障害の方の体験だったんですが、そういったものを小学校とか中学校でやっていると、すごく皆さんの学びにもつながって、相手の立場に立つ、実際体験しないと分からないことがたくさんあると思うので、そういったことが大切だということを、動画を見て、改めて確信しました。

○委員長

ぜひ、今の活動も続けられてください。

○委員

「Being、Doing、Having」について、自分がどう生きるか、生き方を考える機会が実はとても大切という話題にとっても共感しました。以前、精神障害のある方たちと一緒に、当事者の研修会を、当事者が主体となって考えようという活動をさせていただいたことがあります。障害有無にかかわらず、当事者の人たちを含めた実行委員が企画を一緒に考え、市民参加者に向けて、それぞれが自分の言葉で自分の思いを話す研修でした。さらに、会場の人たちと意見交換しながら、色々な価値観や生き様をお互いに話していく中で、皆さんがとても生き生きしていくのを目の当たりにしました。そしてそれは、小学校や中学校の学級会のディスカッションの場に似ていると感じました。当

事者の方の中には、これまでの人生で、誰かと議論して共感する体験をしたことがなかった方もいらっしゃいました。こういうことは、どの年齢から始めてもよいし、人を生き生きさせてくれると感じたことを思い出しました。

さらに20年以上前の取り組みですが、市民の皆さんや車椅子の方、目の見えない方、聞えない方、色々な障害のある方たちと、年代も障害も関係なく、それこそ語り場のような宿泊研修会を、社会福祉協議会の事業として行っていました。

みんなで一緒に、自分のことも開示しながら話をする機会。一緒に会って、しゃべって、考える機会。先ほどの映像資料にあった女の子の、「この場所に来るとすごくうれしい」ということに尽きると思います。自分がここにいてもいいのだと思えたのではないのでしょうか、そういうものにすごく通ずるなど思いながら聞かせていただきました。倫理観や自分の価値感を伝えながら、人の価値観を共有できたとき、気持ちを共有できたとき、その時間を共有できたとき、人は生き生きするのではないか、そんなことが、色々な人とできたらいいと改めて思いました。

ただ、そういう倫理観のようなことを考えることが好きな人とあまり好きではない人がいます。スポーツなどで楽しく交流するとか、自分が発言しなくても、気楽にその場において、ちょっとレクに参加して、気楽に帰れるような場も大切と思います。今日のお話、事例を見せていただく中で、改めて色々な参加の形・参加できる場が必要と感じました。以上です。

○委員長

実践に基づいた御意見、本当に参考になります。

大体、今一通り御意見をいただいたのですが、その他、いかがでしょうか。

全体を通じて、障害者の生涯学習推進というテーマですけど、この学びは、本当に誰でも必要かなと感じています。今、社会の変化が急激で、当たり前が通じないことがいっぱい出てくる中で生きていくときは、少し言い方が悪いですが、当たり前を壊していける人。では、何ができる、次はどうしていく。自分が置かれた立場を、もっと色々な見方ができることが、すごく重要ではないかなと感じていて、自分と全然違う状況に置かれた方との交流は、そのときにすごく勉強になるのではないかなと思うのです。

どうしても自分の仕事や生活環境が固定されてくると、そこで通用することだけが当たり前になって思い、それで日常は流れていく。それで世界はできているぐらいの勢いの考え方になってしまうことが多いと思うのですが、実はそうではなくて、色々な人が、色々な状況の中で、色々な当たり前を持ち寄って世の中はできている。そういうのが共有できると、それが共生社会につながっ

ていくのではないかなど。

その中で、障害は社会が作っているのは、そういうところから来る考え方になるのだろうなと感じていまして。私は広げて話をしてしまいましたけれども、障害者の生涯学習推進、具体的にそこを進めていく中で、さらに広げた施策も今後、具体的に考えていければと考えております。

一応、障害者の生涯学習推進というテーマの話し合いは終わらせていただきまして、今後、報告書をまとめていく段階で、また、具体的な施策、提言の内容を追ってまとめていきたいと思っております。今日は、本当に色々貴重な御意見をありがとうございました。

続きまして、今後の継続協議につながる意見交換をさせていただきたいと思っております。

この後は、障害者も含めて、その他の社会で孤立しがちな人にも焦点を当て、全ての人が共に学ぶ生涯学習社会の形成について協議を、これからの1年間は進めてまいりたいと思っております。

それを考えるきっかけになるもので、最初に、県の多文化共生課から、外国人県民の現状等について説明を頂きます。その後、第36期社会教育委員会報告書の中から、そちらで子供の貧困を取り上げましたので、その現状や、それに対する前期でまとめた方策等を事務局から紹介したいと思っております。

この2つの説明の後、今日は短時間になりますけれども、自由に今日お感じになられたことを御意見として伺えれば幸いです。

まず、多文化共生課から説明をお願いいたします。

○多文化共生課

多文化共生課から、主に2点御案内をさせていただきます。

1点目が、現在の静岡県にお住まいの外国人県民の皆様の状況について。2点目は、外国人県民の方に対する教育で、特に日本語教育の面の支援について御紹介をさせていただきます。資料5-1で、19ページになります。

まず、静岡県内にお住まいの外国人県民の状況について、簡単に御説明をさせていただきます。

現在の県内の在留外国人数ですが、リーマンショックの時期に少し人数が減ったことはあったのですが、平成27年度から再び増加に転じておりまして、令和元年度には10万148人で、10万人を超えた状況となりました。翌年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、入国することが難しくなった現状もあり、その後は減少に転じて、現在は99,629人となっております。

国籍別、特に主要国をこちらの資料では挙げてますが、県内に住んでいる外国人の方、国籍別では、ブラジルの方が最も多く、31,009人。構成比で見ても31.1%で、約3人に1人はブラジルの

方となっております。

一方で、他の国籍の方を見てみますと、特に、近年はベトナムから来られる方が急増しております。平成30年から令和元年度にかけては、増加率130%程度、1.3倍になっていたということで、非常に急増していることが分かります。

特にベトナムの方、後ほど在留資格も少し触れさせていただきますが、技能実習生として来られる方が非常に多いのが、1つ特徴となっております。

(2) 国籍別在留外国人数で上位8か国掲載をしております。構成比はあまり大きくは変わっていませんが、実は細かく順位が変わりました。令和2年6月末時点と12月末時点で比較をしたときに、ベトナムが中国を追い抜いたり、あるいはペルーが韓国を追い抜いたりといったところで、実はアジア圏を見ますと、ベトナムが非常に伸びているのと、併せて、8番目にありますネパールから来られてる方も、実は増えているという状況になっています。

また、南米地域で、ブラジルの方は相変わらず多い状況ではありますが、一方でペルーの方も増えてきていることも参考に申し添えておきます。

(3) 県内在留外国人数の上位5市で掲載をしております。こちらも見ますと、やはり浜松、磐田、袋井といった西部地域に多く見られます。

(4) 県内在留外国人の割合の上位5市が載っています。市町に占める外国人の割合を見ていきますと、出てくる名前ががらっと変わって、1位には菊川市、2位には湖西市、3位には吉田町。ちょっと意外に思われるかもしれませんが、企業で特に採用の多い地域で、外国人県民の割合の高い地域、あるいは町が上位に上がってきています。

(5) 国籍別在留資格別の在留外国人数ですが、最も特徴的なのは、「身分資格」が右から4つ目の欄にあります。身分資格の方が全体の7割弱を占めている状況となっております。

どういうことかと言いますと、いわゆる永住者ですとか、日本人の配偶者、あるいは永住者の配偶者等で、要は日本に長く住み続けることのできる資格を持つての方が7割弱いらっしゃる状況となっております。先ほど、技能実習の方が増えているというお話をさせていただきましたけれども、全体で見ますと15%程度となっております。

この後、(6)、(7)とありますが、こちらは載せているものだけで、説明は省略させていただきます。

続いて、資料5-2、静岡県多文化共生基礎調査の結果の説明をさせていただきます。

基礎調査は、4年に1回、当課が所管しております「ふじのくに多文化共生推進基本計画」の策定の前年度に実施をしております。こちらの計画の中から、一部、日本語教育に関するところを

御説明させていただきます。

まず、24ページを御覧いただきたいと思います。

”子供の教育で困っていること”という調査結果があります。こちらの調査結果を見ますと、一番回答が多かったのが、「困っていること、困ったことがない」という回答が34.5%で、3人に1人が回答していた状況になります。一方で、その下を見ますと、「教育に必要な費用が高い」ですとか、「学力が不安」といったところが挙がってきています。

25ページの結果を御紹介させていただきますが、職場で活躍するための希望で、最も要望として上がってきていたのは、「仕事の指示等を多言語化、「やさしい日本語」化してほしい」というものが、最も上位に上がってきています。

また、そのすぐ下、県や市に望む行政サービスという回答項目がありますが、そちらも見てみますと、最上位に来ているのは、「災害時に多言語や「やさしい日本語」で情報を提供してほしい」というところで、やはり多言語、あるいはやさしい日本語に対する要望が大きいというところが、これらの結果から見てとれる状況であります。

一方で、もう一つ触れておきたいのが23ページの下調査で、日本語の会話能力という調査項目がありますが、こちらの調査項目で「あなたは、どれぐらい日本語ができますか」という調査を行っていますけれども、最も多かった回答が、一番下にあります「公的施設や病院で、通訳なしでも問題なく意思疎通ができる」です。

ここで、我々は、そんなことないだろうと解釈をしています。病院とか公的機関で日本語が通じるのであれば、語学に対するサポートは要らないだろう、と我々は考えていますので、正直、この項目に関しては、外国人県民の方が、自分の日本語能力をかなり高く評価している現れにもなっているのかなと解釈をしております。そちらも参考までに申し添えます。

ここまで御紹介させていただいたのが、外国人県民に対する調査となります。実は、この多文化共生基礎調査、日本人に対する調査項目がありまして、そちらの調査項目も少しだけ御紹介をさせていただきます。

もう少し資料としては前に戻りまして、22ページの調査項目の御紹介となります。

先ほどお手元にお配りいたしました「やさしい日本語」について、まず認知度の調査を行いました。こちらの認知度の調査で見ますと、最も回答が多かったのが、「知らない」という回答で45.5%となっており、外国人の方は、「やさしい日本語」にしてほしいよ、という需要がある一方で、日本人の側が、「やさしい日本語」は知らないよというギャップが見えてきます。

あるいは、その下の県や市が取り組むべき施策、こちらは日本人の方に聞いています。こちらで

最も上位に上がってきているのは、災害時に多言語で情報を提供する。あるいは、行政サービスに関する情報を多言語で提供するところです。日本人の思考としては、多言語、それぞれの国の言葉で情報を提供したほうがいいのではないかと解釈をしている。一方で、「やさしい日本語」という取組については、知らないよといった結果がここで見えてきました。

そのほかの調査項目については、参考までに掲載しておりますので、よろしければ御覧ください。

こういった調査を通じて、我々、外国人県民に対する「やさしい日本語」での取組、あるいは外国の方が日本語を理解できる取組が必要だろうということで、1つは、「やさしい日本語」の取組をやっております。

もう1つが、資料5-3にございます「地域日本語教育体制構築事業」を実施しております。

こちらは、各市町が地域に住んでいる外国人市民の方を対象に、日本語教室を開くときにサポートをしますよということで、事業展開をしております。

特に、今回ピックアップで紹介させていただくのは、一番下の部分に載っておりますモデル初期日本語教室の設置、運営という箇所になります。

昨年度から、対話交流型という教授法で日本語教室を開いていくということで、各市町でやっていただく際に、こちらもお手伝いをさせていただきますということでやらせていただいているのですけれども、昨年度は磐田市と菊川市で実施させていただきました。

本年は袋井市、こちらは既に実施をしております。もう1つは牧之原市で、牧之原市は11月7日から教室をスタートとなります。

モデル初期日本語教室では、コロナの感染拡大もありましたので、特に、昨年度の磐田市では、オンラインでの事業展開も併用して実施をしておりました。なかなか参加される方は少なかったですけれども、今後、オンラインを活用した学習の1つの参考として、取り組めたこと自体はよかったかなと解釈しております。

こちらから配布させていただいた資料の説明は、以上となります。また、分からないことなどがございましたら、おっしゃってください。

○委員長

ただいまの説明で、御質問等あれば、今、聞いていただければと思いますが、いかがですか。

○副委員長

2点、お伺いします。第1は多文化共生基礎調査のサンプルの抽出です。要するに、調査対象

4,000人をどのように抽出されたのか、在県の10万人から4,000人に絞られたと思うのですが、どのように絞ったのでしょうか。第2に、調査方法は、質問紙などによるものなのかどうか、教えてください。

○多文化共生課

まず、こちらの調査対象4,000人の調査方法ですけれども、県内に外国人住民が多く住んでいらっしゃる市、上位5市に調査表を送りたいということで、実際に住んでいらっしゃる方の名簿を各市町に協力で頂きまして、その中から抽出で4,000人の方にお送りさせていただいております。

回答方法ですが、紙資料による回答方法と、併せて 구글フォームというオンラインのアンケートシステムがあるんですけれども、どちらでも結構で、お答えいただければということで、オンラインとオフラインを併用して回答をしていただきました。

回答方法についての話だったので、補足させていただきます。実はこの外国人調査ですが、例年回答率が大体3割弱ぐらいにとどまっていたんですけれども、今回の調査では4割弱まで、10%ほど回答率を伸ばすことができたということも、いい効果としてありますので、こちらも参考までに申し添えさせていただきます。

○委員長

それは、グーグルフォームとかを使ったら、増えたという感じですか。

○多文化共生課

そうですね。グーグルフォームで、本当に簡単にスマートフォンで二次元コードを読んでいただいて、スマートフォン上で回答することができるという手軽さが評価いただけたのかなと考えております。

○委員長

ちなみに、アンケートは、やさしい日本語でできるのですか。

○多文化共生課

アンケートは、「やさしい日本語」のものと、各言語に翻訳したものを用意させていただきました。

○委員長

両方ですか。

○多文化共生課

そうですね。

○委員長

その他、よろしいですか。

○委員

「やさしい日本語」について教えてください。この言葉がやさしいかどうかの基準は、あるの
ないのか。「やさしい日本語」については、静岡県が、これだったらやさしいと思って、例えば、
これが群馬県だとか大阪府に行ったら、訳し方というか、やさしくする仕方が違うのかどうか、そ
こを教えてください。

○多文化共生課

「やさしい日本語」に関しては、実は国でも、「やさしい日本語」を使っていきましょうという
ことで、検討する委員会を立ち上げております。

静岡県の場合は、不二聖心女子学院の岩田先生に、「やさしい日本語」のアドバイザーという
ことで、「やさしい日本語」の推進に関して、アドバイスを色々いただいているのですけれども、
その中で、「やさしい日本語」かどうかを判定する方法はないかという議論になったときに、「リ
ーディング チュウ太」と呼ばれる、オンラインで、その言葉が「やさしい日本語」かどうかを判
定するサイトを紹介いただいております。

そちらを通していただくと、その単語のレベルが、日本語能力検定試験のどのレベルの単語です
とか、あるいは単語だけではなく、文章の構成も判定をしてくれますので、この文章の構成は簡単
だけれども、単語は難しいですよというところまで判定をしてくれるオンラインサービスを、我々
も活用しております。

○委員

分かりました。理解はできました。

官公庁の言葉は難しいものが多いので、議会答弁やニュースリリースを「やさしい日本語」で、分かりやすい日本語で言っただけるといいと思ったものですから。

○委員長

その他はよろしいでしょうか。

今日はお忙しい中、丁寧な御説明をありがとうございました。

続きまして、子供の貧困について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局

資料の27ページになります。

第36期社会教育委員会報告書の概要から、県内の子供・保護者の貧困の現状等について報告させていただきます。

最初に、今から述べるデータですが、この報告書はおよそ1年半前に作成しました。そのときに用いたものになりますので、最新の数値ではないことを、まず御承知おきください。

第36期社会教育委員会では、社会教育と子供の貧困を諮問題として協議しました。まず資料の右上、本委員会の貧困の捉え方を御覧ください。

貧困という言葉の捉え方ですが、委員会では、経済的、物質的な困窮、そのものだけを貧困とするのではなく、そこから派生する、健やかな成長を妨げると危惧される教育機会や、様々な体験機会の貧しさも含めて貧困と捉えました。お金とかそういうものだけではなく、機会の喪失も含めて、貧困と捉えたということを御理解ください。

最初に貧困の現状について、国の調査になりますけども、平成28年の子供の貧困率で、全ての子供のうち、13.9%の子供が経済的な貧困を抱えていると言われていました。

また、ひとり親家庭の貧困率は48.1%と言われております。この貧困率の計算の仕方は、文科省と県によって計算の仕方がそれぞれ違いまして、詳しい計算については、第1回にお配りした第36期報告書の最後のページに書いてありますので、また、そちらを御覧いただければと思います。

静岡県でも貧困に関しての調査「静岡県子供の生活アンケート調査」がありまして、そちらの調査結果によりますと、経済的に、貧困層に相当する世帯は、回答した全世帯のうち、10.3%になりました。

計算の仕方が違うので、一概に、国と同じとか、比較はできませんが、おそらく同じような割合で、静岡県も子供の貧困が生じているのではないかというのが現況です。

続いて、アンケート調査の結果から、子供と保護者における貧困の現状を一部報告させていただきます。詳しい内容は、報告書の3ページから9ページにありますので、またお時間あるときに御覧いただければと思います。

主なものとしまして、まず子供の学習に対する意識調査です。貧困世帯の子と、そうでない世帯の子との間で比較したとき、勉強の理解度、高校卒業後の進学の意味という質問項目において、貧困世帯の子のほうが10%以上低い傾向が見られました。それ以外の調査もありますが、ここでは省略させていただきます。

また、保護者の調査結果では、例えば、子育てなど、何かしらの悩み等を相談する相手がいると答えた割合は、貧困世帯の保護者のほうが10%近く低い。つまり、いないという傾向があります。つまり、委員会後半の協議のテーマでもありますけども、孤立しがちな傾向が、もしかしたらあるのではないかということが、アンケート調査から考えられます。詳しい調査結果は省略させていただきますが、またお時間あるときに御覧ください。

このような静岡県の現状の中で、第36期委員から、委員が接している貧困の現状の報告がありましたので、紹介させていただきます。

まず、学校教育の分野の委員からですが、貧困世帯の保護者は、仕事等で都合がつかないことが多く、平日の参観会や学校行事には参加しにくいという意見。また、福祉関係の委員からは、貧困をその家庭のみの責任だとせず、社会全体で解決する必要があるという御発言がございました。

このような現状から、第2章になるのですが、国や県市町では福祉の分野を中心に、様々な貧困対策が実施されています。特に県では、子供の貧困対策計画の性格を有した「第2期ふじさんっこ応援プラン」を策定しまして、子供の貧困対策に関する取組が実施されております。

福祉を中心とした内容は、報告書の10ページに記載されております。こちらは省略させていただきます。

では、諮問題に社会教育と子供の貧困とありますので、社会教育では、貧困問題に対して期待される取組にどのようなものがあるか、ここからは第3章を紹介させていただきます。

資料の中央付近には6つの社会教育の取組が記載されております。これらの取組の本来の趣旨は、決して貧困問題に対するものではないことを御承知おきください。ですが、取組の工夫によっては、貧困問題に対する効果が期待できるのではないかという形で、第36期委員の皆様と協議していただきました。

社会教育の取組は、福祉の取組のように、収入等、経済的な面を基に支援対象者を限定することとは違いまして、誰でも参加できますというのが、特徴の1つに考えられます。

このような限定とかなない取組だからこそ、支援されている感じがなくて、かえって貧困を抱えた子供や保護者も参加しやすいものになるのではないかという意見が、委員からありました。

6つの取組のうち、1つだけこの場で紹介させていただき、「しずおか寺子屋」について、委員会でも事例報告がありましたので、紹介させていただきます。

委員に島田市寺子屋コーディネーターの方がいらっしゃいまして、島田市「しまだはつくら寺子屋」の取組を簡単に紹介します。

「しずおか寺子屋」という取組ですが、本来は、地域の教育力を活用して、放課後等において子供の学習支援を行うものになります。参加する児童・生徒も広く呼びかけて、誰でも参加できるという特徴があります。

しかし、「しまだはつくら寺子屋」では、誰でも参加できるのですが、その地域の学校と密な連携が図られていまして、担任から家庭訪問等で、こういう寺子屋事業で学習支援やってるからどうですかと、個別に参加を促す等の働きかけを行っていました。先ほどのアンケート結果にあったように、経済的な理由により勉強の理解度とかが課題になっていますので、このように学校と連携して、生きづらさを抱えた子供の参加につなげているのが、特徴として挙げられました。

また、参加する児童の保護者を対象にした「家庭教育支援講座」も実施していますので、生きづらさや孤立しがちな傾向が強い保護者の方々にも支援が期待できるのではないかということで、委員会で事例報告されましたので、ここで紹介させていただきました。

社会教育は型がなかったり、先ほどの動画でつながるということを学習者の方が言っていました。そういう社会教育だから、色々なところと連携できる強みがあるので、実現できた取組ではないかと考えられます。

最後、第4章で、第36期委員会では、社会教育が子供の貧困問題にアプローチする際に、大切にしたい4つの要素をまとめましたのでお伝えします。

要素1、支援を必要とする人の立場から取り組みを検討する。先ほど、届かないという話ありましたが、支援を必要とする人の立場に立って考えていくことが必要ではないかという議論がされました。

要素2、当事者と支援を丁寧につなぐ。本当に必要な人に支援が行き届いていない。また、なかなか色々な障壁があって、どうやってつながったらいいのかが分からないとか、そういう意見がありましたので、そういう方々と丁寧につないでいくことが必要ではないかと。

要素3、連携を深める。子供の貧困は、教育行政だけでは難しい課題ですので、色々なところと連携をして、問題にアプローチしていくことが大切ではないか。

要素4、市民が社会の担い手になる。市民全体を巻き込んで、みんなが学びをする人になる。そういう仕掛けを作ることは社会教育の得意分野なので、そういうことを頭に置いて、アプローチするといいいのではないかということ、第36期委員の皆様にご意見をまとめていただきました。

○委員長

今の説明で、御質問等ございますでしょうか。委員だった皆様もいるので、補足とかがあれば御発言いただいてもいいですけど。

この期するときには、もっと様々に子供の貧困の現状を御紹介いただいて、私もすごく勉強させていただいたんですけど、複合的な状況がすごく多かったかなと思います。貧困と障害を有しているところがリンクしてしまったり、やはり、ひとり親だとどうしてもそういう状況に陥ったり。そこに孤立があって、なかなか情報が行き届かなくて、負の連鎖ではないけど、そういう状況の中でDVが起こるとか、すごく複雑な状況が生まれやすいのだなど、事例を聞いて感じました。

でも、そういう中で、最後のところで、丁寧に支援をつないでいって、その方の存在を肯定していけるようなつながりが出てくると、ある時期から好転していくというか、事態がよくなっていくような感じを受けた事例が多かったかなと思います。

ですので、36期のときの色々な考え方は、困り感を有する方の生涯学習推進を考えていく際には、かなり参考にはなるかなと個人的には思っています。

時間があまりなくなってしまったんですが、皆さんの中で、今の後半の報告をお聞きになられて、少し意見がおありの方、いらっしゃいますでしょうか。

○委員

私は民生委員をやっていて、本当に大変な生活をしている人たちの話をよく聞きます。今、生活保護を受けているのが三世代で受けてる。おじいちゃんも受けてて、その親も受けてて、三世代で受けている生活者もいるという話を聞いたときに、そこから抜け出す、生活保護を受ける生活から抜け出す方法は何かと思いました。それは子供に教育で力をつけて、その子が成人したときに、きちんとした収入のある生活ができるようにすることがとても大事だと。それでない、その生活から抜け出せないんだという話を聞いたときに、まさしくそのとおりだと思いました。

今、生活保護の支給も、今まで高校卒業のときで打ち切られていたんですけども、大学まで行ける支援ができたような話を聞きまして、とてもいいことだと思いました。

○委員長

その他、いかがでしょうか。

○副委員長

次回以降の検討要望で事務局にお願いしたいのですが、外国人の学びについて、夜間中学、正式には中学校夜間部についてです。県下には今ないと思うのですが、それを今後どうしようとされてるのか、その審議の経過なりを教えていただければありがたいです。所管が違うと思いますので、今すぐには出ないと思いますが、次回以降あれば少し議論のベースになるかなと思います。

あるいは、自主夜間中学などの動き、データか何か把握できているのであれば、それも合せて見せていただけると、少し参考になるかなと思います。

○委員長

その他、いかがでしょうか。

先ほど、委員から教育をつけてという話がありましたけど、その教育をつけるのが、今までだったら、子供のときに教育をつければ、その知恵だけで何とか生きていけるようになっていたのが、今はそれだけでなく、大人になっても社会変化に伴った色々な知識や技術を、それこそ自分が伸びることを楽しんで身につけていく、そういう学びのあるなしが、結果的には生涯通してみれば生活の格差に出てきてしまうことが、現実としてはあると思うのです。

そういう意味では、生涯学習が、もちろん、やりたい人がやるのが基本ですけど、能動的に学ぶ人を増やしていくことが、最終的には、例えば、貧困の根本的な解決につながるような現状になっているところで、誰もが生涯学習に取り組む環境づくりが非常に重要な課題なのかなと感じています。

そういうところも視野に入れて、今、副委員長が夜間中学のことも、意見を聞きたいという前向きな提案をいただいて、ありがたいと思っておりますけれども、今日の議論も踏まえて、今後、さらに議論を深めて、最終的な報告書、提言につなげて行きたいと思います。

2つ目の議題については、今日は情報を共有する段階で終わってしまいますけれども、時間が来てしまいましたので、まだ御意見もたくさんおありかと思いますが、次回の議論の中で御提示いただければ、また、忘れてしまいそうだということであれば、事務局に出していただければと思います。

皆様の御協力の基に、本日はこれで協議を終了させていただきます。

では、事務局から連絡事項をお願いします。

○事務局

皆様、ありがとうございました。連絡をさせていただきます。

本委員会の会議録については、10日後ぐらいに、メール等で、皆様に送らせていただきますので、御自身の発言部分を御確認いただきたいと思います。御協力を、よろしく願いいたします。

次回の委員会は、12月7日（火）午後2時半から4時半までを予定しております。後日、文書にて、正式に御連絡いたしますので御確認ください。

その他、御不明の点等ありましたら、いつでも事務局に連絡していただければと思います。

○委員長

以上をもちまして、第6回静岡県社会教育委員会を閉会いたします。

オンライン参加の皆様も、御協力ありがとうございました。

皆様、本日は、ありがとうございました。